

[事案 2023-84] 新契約無効請求

・令和 5 年 12 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 2 月に契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 自分は、募集人と会ったことがなく、説明を受けたこともない。また、募集人の対応をしたのは、自分の配偶者であるが、配偶者も募集人から説明を受けていない。
- (2) 自分には、本契約の内容が、満期保険金の金額が 500 万円である一方、払込保険料総額が約 840 万円であるという認識はなかった。
- (3) 自分は、契約時 75 歳の高齢者であり、保険会社は、自分の子へ同席を依頼し、子の同意を求めるべきであった。本契約の申込時、自分の子は、申込手続に立ち会っていない。
- (4) 75 歳の高齢者に対し、月額保険料約 7 万円を 10 年間払い込む内容の高額な保険を提案することは理解しがたく、年金生活の高齢者に対し、適切な提案をしているとは全く言えない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約とは別の契約（申立外契約）の満期のお知らせをきっかけに申立人宅を訪問し、申立外契約の満期後の保障について話をしたところ、申立人は、申立外契約と同じ種類・同じ金額の契約を継続したいとの意向を有していたことから、募集人は本契約を提案した。
- (2) 募集人は、契約手続の際に、申立人の子に同席してもらい、設計書等を用いて本契約の内容、満期保険金額や死亡保障の内容、特約の保障内容、月額保険料が約 7 万円であることや払込保険料総額が 10 年間で約 840 万円であることを説明した。
- (3) 募集人は、申立外契約の満期手続や、本契約について、申立人の配偶者と話したことはなく、配偶者が誰であるかも知らない。
- (4) 申立人は、申込当時、自身が営む企業において「会長」と呼ばれており、理解力や判断能力が乏しかったことに関する資料等は見当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。